

1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

【現状と課題】

児童・生徒の学力の状況

- ・小学校、中学校ともに、全国の平均正答率を上回っている
- ・全国の平均正答率と比較し、A層の割合が多い

学び方についての「児童・生徒」と「教員」の認識の比較

- ・児童・生徒よりも教員の方が、「自分で考え、自分から取り組む」「話し合い等で自分の考えを深めたり、広げたりする」ことができているという認識が高い

【強化のポイント】

- 子供一人ひとりの学習の進捗や興味・関心の度合い、発達の段階等に応じた学びの実現
- 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進

【指標】

- ✓ 全国学力・学習状況調査で、平均正答率が全国平均を上回っている設問、平均正答数以上の児童・生徒の割合の増加
- ✓ 「授業では、自分で考え、自分から取り組んでいる」「話し合い等の活動で、自分の考えを深めたり、広げたりしている」児童・生徒の割合の増加

施策展開の方向性①

これからの社会を生きるために必要な基礎的、基本的な知識・技能の確実な習得

1 就学前教育と小学校教育とのより一層の円滑な接続を図るための取組の推進（指導部）

(1) 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の一層の充実

就学前教育カンファレンスを開催し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、小学校と就学前施設の双方が子供の成長を共有しながら、指導の工夫を図ることができるよう支援することで、小学校との連続性を踏まえた就学前教育の一層の充実を図る。

2 小学校教科担任制の推進による教育の質の向上（指導部）

(1) 小学校教科担任制等推進事業

都内公立小学校 138 校に小学校教科担任制実施に伴う加配措置を行い、小学校高学年における専門性の高い教科指導の実現及び中学校教育への円滑な接続を図るとともに、発達段階に応じた指導体制を構築し、学年・専科のまとまりでより多面的・多角的な児童理解の促進を図るなど、学校全体の指導体制の転換を図る。

ア 専門性の高い教科指導の実現及び中学校教育への円滑な接続の推進

イ 複数の教員による多面的・多角的な児童理解を促進し、学年・専科のまとまりによる組織的な生活指導を実践

ウ 個別最適な学びの実現に向けた、デジタル技術等を活用した指導の在り方を開発

エ 積極的に地域や関係諸機関等との連携を図り、地域人材等を活用した指導の在り方を開

1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

発

オ 児童・教員・校長へのアンケート調査等による成果検証、研究成果の全都的な発信及び普及

3 エデュケーション・アシスタントの配置支援（人事部）

(1) エデュケーション・アシスタント配置支援事業

公立小学校において、副担任相当の業務を担う会計年度任用職員等を配置する区市町村教育委員会に対して、都教育委員会がその任用費用を補助する事業を令和4年度から実施している。これにより、教育の質の向上と教員の負担軽減を推進する。

4 小学校、中学校及び高等学校等における特別支援教育の充実（指導部・都立学校教育部）

(1) 特別支援学校の教員の指導技術や授業力の向上

都立特別支援学校の準ずる教育課程における授業改善に向けた視点を明確にした授業改善推進プランの作成と効果的な活用を推進する。

また、地域の小学校、中学校及び都立高校等を「授業研究連携校」に指定し、授業研究連携校と都立特別支援学校の教員が、それぞれの学校で行われる授業研究に相互に参加できるようにしたり、夏季休業期間中などに互いの学校の研修会に参加し合ったりするなどの取組を推進する。

(2) インクルーシブ教育支援員の配置支援（特別支援学校就学相当児童生徒支援事業）

都立特別支援学校への就学が適当と判定された児童・生徒がより身近な区市町村立小・中学校に就学した際、日常生活上の介助や学習支援等を行う「インクルーシブ教育支援員」を区市町村が配置した場合に、都教育委員会が財政的な支援を行うことで、障害のある児童・生徒の多様な学びの場を整備する。

(3) 通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒への支援

ア 小・中学校における特別支援教室の円滑な運営に向けた支援

令和3年4月に全公立小・中学校に設置が完了した特別支援教室の運営に関する区市町村への支援として、引き続き、特別支援教室専門員の配置及び臨床発達心理士等の巡回を行う。

イ 小・中学校の通常の学級における支援の充実

区市町村において、インクルーシブ教育支援員配置補助事業として、発達障害のある児童・生徒が、通常の学級で学ぶ際の支援を行う発達障害教育等支援員の配置を充実させる場合や、特別支援教育コーディネーターを補助する人材を配置する場合に、都教育委員会が財政的な支援を行うことで、発達障害のある児童・生徒が安心して学べる環境づくりを促進する。

ウ 特別支援教室の運営に対する指導・助言

都教育委員会の特別支援教室巡回運営指導員が、特別支援教室を設置する学校に直接訪問して各校の取組や運営状況を把握し、「特別支援教室の運営ガイドライン」に基づく具体的な指導・助言や好事例の収集・紹介などにより、特別支援教室の適切な運営を支援するなど発達障害教育のより一層の充実を図る。

エ 都立高等学校等における発達障害のある生徒への支援

(ア) 各都立高等学校等における発達障害のある生徒に対して、障害の状態に応じた指導・

支援を実施するため、土曜日等の教育課程外で、かつ、学校外で民間のノウハウを活用しながらソーシャルスキルの学習等の特別な指導・支援を行う。

- (イ) 各都立高等学校等において、在籍する発達障害のある生徒への支援を充実させ、通級による指導について円滑な運営を図るため、都立学校発達障害教育推進エリアネットワークの活用により学校への支援を促進する。
 - (ウ) 就労を目指す発達障害等のある生徒に、生徒の特性や適性に応じた具体的な就労スキルを身に付けさせるため、民間企業と連携した取組を実施する。
- (4) インクルーシブな教育の検討

共生社会の実現には、障害のある子供とない子供が共に学び、体験し、相互理解を深めることが重要であることから、インクルーシブな教育を推進するための体制整備に関する検討を行う協議会を開催する。本協議会は、学識経験者や区市町村教育委員会、小・中・高等学校、特別支援学校の校長等を委員として、区市町村教育委員会と連携した事業及び特別支援学校と高等学校等との協働的な取組に関する事業について議論し、検討を進める。

5 高等学校における学力の確実な定着（指導部・都立学校教育部）

- (1) 学力向上研究校（校内寺子屋）事業
研究校を指定し、義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して、放課後等に外部人材を活用して個に応じた学習支援を行う。
- (2) 基礎基本学習個別支援事業
義務教育段階では力を発揮しきれずにいた生徒が、社会生活を送る上で必要な基礎的・基本的な学力を身に付けるため、小学校段階の学習内容について、外部人材を活用して通常の授業時に生徒を個別に支援する。
- (3) 普通科高校におけるスキルアップ推進校指定制度
就職や進学など卒業後の進路が多様である都立普通科高校をスキルアップ推進校に指定し、民間教育機関等と連携した講座を実施することで、使える英語力や社会人として必要なデジタルスキル、職場体験を通じたビジネスマナーやコミュニケーションスキルなど、実社会や進学先等で役立つ実践的なスキルの習得を支援する。

6 高等学校通信制課程におけるサポート体制の充実（都立学校教育部・地域教育支援部・総務部）

- (1) 通信制高校におけるデジタル環境の整備
通信制高等学校に在籍する生徒が、時間や場所の制約なく、インターネットを通じて、様々な学習コンテンツを活用しながら e-ラーニングや学習相談等を行えるようにするなど、学習方法の多様化を図るため、デジタルを活用した学習環境を整備する。
- (2) 学びのセーフティネット事業（NPO 等と連携した居場所づくり）
通信制高等学校等の生徒に対し、学校と NPO 等が連携して、日常の生活の中で拠り所となる居場所を提供するとともに、学習支援や進路相談・生活相談、生徒同士の交流等を通じて、個々の生徒に応じたきめ細かい対応を行う。
- (3) デジタルの活用による生徒の学びのサポート
生徒個々に寄り添った学習環境を充実させ、学びの成果を可視化するため、都立新宿山吹高等学校で学習管理アプリを導入することで、学習時間の管理や単元毎の理解度の入力等が

1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

できるシステムを試行し、デジタルを活用して生徒の学びをサポートする。

(4) 専門学校等と連携した高度なデジタル教育

生徒の興味・関心に応じて柔軟に学べる環境を整備するため、民間事業者や専門学校等と連携した講座として、都立新宿山吹高等学校に高度なデジタル教育の講座を開設し、作品展示や資格取得等の成果につなげていくことで、興味・関心に基づいて主体的に取り組んでいく学びを充実する。

(5) 検定スキル習得を目指す生徒への支援

通信制高等学校において、技能審査の成果を単位認定できるという、学校外における学習活動への評価の仕組みをより一層活用し、グローバル人材やデジタル人材の育成等に資する英語やデジタル等の検定の対策講座を開講する。このことで、生徒が自らの興味・関心に基づいてスキルを習得していく学びを支援する。

7 島しょにおける教育活動の充実（都立学校教育部）

(1) 島外生徒の受入れの促進

ア 神津島村（都立神津高等学校）では生徒が村運営の寮に入居する形式により、島外生徒を受け入れており、引き続き島外生徒の受入れを進めていく。

イ 大島町（都立大島高等学校）について、令和8年度より島外生徒の受入れを開始する予定である。他の島しょの町村についても、各町村の意向等を踏まえながら、島外生徒の受入れに向けた検討を行っていく。

8 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実（指導部・地域教育支援部・都立学校教育部）

(1) 「地域未来塾」の推進

ア 実施地区の拡充

区市町村が実施する、地域住民等の協力を得て、学習支援が必要な中学生等を対象に学習習慣の確立や基礎学力の定着を図ることを目的とした学習支援の機会である「地域未来塾」について、地域学校協働活動推進事業関係担当者連絡会議など様々な場を通じて、事業の目的や成果について丁寧に説明を行うことなどにより推進していく。

イ 情報提供の充実

各地区の特色ある実践事例、多様な運営方法や効果的な運営方法の好事例についてまとめた「地域学校協働活動推進ハンドブック」等を活用し、情報提供を行うとともに、区市町村における放課後等の学習支援の充実を図る。

(2) 「スタディ・アシスト+」の実施

ア 実施地区の拡充

「地域未来塾」において、特に学習塾講師等の外部人材を活用し、中学生の進学を目的として放課後等に学習支援を行う「スタディ・アシスト+」について、地域学校協働活動推進事業関係担当者連絡会議など様々な場を通じて、事業の目的や成果について丁寧に説明を行うなど、区市町村における実施を推進していく。

イ 情報提供の充実

「地域学校協働活動推進ハンドブック」等を活用し、進学を目的とした学習支援の効果や効果的な運営方法等について情報提供を行うとともに、区市町村における進学支援の取

組の充実を図る。

(3) 自主学習支援事業

進学指導重点校、進学指導特別推進校、進学指導推進校、中高一貫教育校及び進学指導研究校において、外部人材の活用により、放課後の生徒の自主学習を支援し、個々の生徒の学力に応じた自主学習の意欲を喚起し、進学実績の向上を図る。

(4) 進学指導推進校の学力向上支援

複雑化する傾向にある大学入試に的確に対応するため、これまでの通常の授業に加えて、民間事業者を活用して土日・放課後・長期休業期間中における講習を実施することで、合理的かつ効率的に受験勉強を支援し、進学実績の向上を図る。

施策展開の方向性②

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

1 デジタルを活用したこれからの学び（総務部・指導部）

(1) 「デジタルを活用したこれからの学び」の研究

子供たちが端末を用いて自らの課題意識に基づき情報収集することや、クラウドを活用し資料を共同編集することなど、デジタル活用を前提としたこれからの授業の在り方を研究するとともに、教員への普及・啓発を進める。

(2) デジタル教科書活用促進

「デジタルを活用したこれからの学び」事業において、デジタル教科書の効果的な活用法に関する研究及び情報発信を行うことで教育DXの一層の推進を図るため、都立高等学校等6校、都立特別支援学校1校をパイロット校として指定するとともに、区市町村から2自治体をモデル地区として指定し、活用促進に係る効果検証を行う。

(3) 新分野のデジタル教材開発

学習指導要領で定められている教科の枠組みを超えて、都立高等学校等の生徒が自分の興味・関心に応じて、社会変化に対応できる力（創造性、主体性、チャレンジ精神等）を育成することができる教材を開発する。

(4) 新たな教育スタイルの研究指定校におけるオンデマンド教材等による単位認定等の実証

都立高等学校等において、不登校の生徒に、オンラインを活用した遠隔授業による受講や、オンデマンド教材等による学習を促すと同時に、学習状況を把握して適切に評価し、学習の成果を単位認定につなげる取組を支援する。また、それらの取組の実践事例等の普及を通じて、都立高等学校等に対して新たな教育のスタイルの考え方や実践について提示する。

2 授業改善に資する研究・研修の推進（指導部）

(1) 「学びに向かう力等に関する意識調査」及び「全国学力・学習状況調査」を活用した授業改善の推進

ア 「学びに向かう力等に関する意識調査」、「個人票作成プログラム」、「学級・学年・学校票作成プログラム」及び「結果活用研修ガイド」の作成、配布

児童・生徒の学びに向かう力等に関する意識及び各学校の指導方法等を把握・分析し、その改善を図るとともに、各学校における教育指導の充実や組織的な授業改善等に役立てることができる、「学びに向かう力等に関する意識調査」の調査項目をフォーム形式で配

1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

布する。

また、児童・生徒が、学びに向かう力等に関する意識を自分自身で振り返ることができるようにするため、「個人票作成プログラム」を作成し、配布する。

さらに、授業改善の視点や個人票を活用した指導について、校内で実践できる研修ガイドを作成し、配布する。

イ 授業改善推進拠点校における授業改善を組織的に推進するモデルの研究・開発

各拠点校が、「学びに向かう力等に関する意識調査」の結果と全国学力・学習状況調査の結果等を関連付けて分析することなどを通して、指導と評価の一体化による授業改善を組織的に推進する取組を実践的に研究・開発し、その成果を全都に普及させる。

ウ 家庭学習の充実に関する保護者向け資料の作成・配布

授業改善推進拠点校の実践等を基に、令和3年度から令和5年度までの「児童・生徒の学力向上を図るための調査」で明らかとなった、発達段階に応じた効果的な学習の進め方を示すとともに、家庭における学習習慣の形成や学習の進め方の工夫について、保護者向けに分かりやすく説明した資料を作成し、区市町村教育委員会を通して、各家庭に周知する。

(2) 授業改善推進拠点校研究開発委員会の設置

指導と評価の一体化による授業改善を組織的に推進し、児童・生徒の学びに向かう力等を育成するため、有識者等を委員とする授業改善推進拠点校研究開発委員会を設置する。

(3) 算数・数学における習熟度別指導、英語における少人数・習熟度別指導の推進

「確かな学力」を育成する取組の推進に向けて策定したガイドラインに基づき、小学校算数、中学校数学での効果的な習熟度別指導及び中学校英語での効果的な少人数・習熟度別指導を推進し、児童・生徒の学力向上を図る。

(4) 授業改善や学習指導に関わる先進情報の提供

児童・生徒一人一人の「確かな学力の定着と伸長」を目指して、都教育委員会が有する学力向上に関する情報等を提供して、学校や教員の教育活動を支援する。

(5) 「東京ベーシック・ドリル」及び同ソフトの活用

「東京ベーシック・ドリル」及び同ソフト（令和2年4月改訂）を、放課後の補習や家庭学習でも活用し、一人一人の学習状況に応じた支援の一層の充実を図る。

(6) カーボンハーフスタイル推進事業

近年の環境課題について取り上げた掲示資料・ワークシート・指導資料・動画等の教材を作成するとともに、環境教育ポータルに掲載し、児童・生徒の環境に対する豊かな感受性や探究心、環境に関する思考力や判断力、環境に働きかける実践力など、持続可能な社会を構築していくための資質・能力の更なる育成を図る。

(7) 指導主事等による学校等への指導訪問

都内公立学校及び区市町村教育委員会に指導主事等を派遣し、学校教育の今日的課題についての研究・研修に対して、学習指導要領等の教育法規、国や都の方針等に基づき指導・助言することにより、学校等が抱えている諸課題の解決を支援する。

(8) 「教育研究員」の実施

各教科等に関する内容、指導方法等の実践的研究を通して、都内各地区の教育研究活動の中核となる教員を養成することにより、東京都の教育の質の向上に資する。

(9) 「東京都教育委員会研究推進団体」認定事業の実施

都教育委員会研究推進団体を認定し、研究活動の促進、研究成果の普及等の支援を行う。

各教科等の関連付けを図った教育課程の編成や、各教科等・学年を越えた組織運営の改善等、教科等横断的な視点で組織的に取り組む。

ア 多様な教育課題への取組

小（中）学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説総則編に示された現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容を参考に、各校の実態に合わせ、多様な教育課題に取り組む。

イ 授業改善の取組

各教科等の見方・考え方を生かし、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組むとともに、学習指導要領を踏まえた体系的な指導計画を立案し、授業を行う。

3 高等学校における新しい価値を創造する力を育む教育の推進（指導部）

(1) Tokyo-IBL ハイスクール事業

地域探究推進事業の成果を生かし、指定校の探究的な学びを充実させ、学校の特色化を図る。小・中学校との連携や地域の指定校との合同発表会を通じて、協働的な探究活動を行い、自己の在り方や生き方を考え、課題解決能力を育成する。

(2) 都立高校等における探究的な学びの充実事業

都立高等学校等における「総合的な探究の時間」を中心とした探究的な学びにおいて、個に応じたきめ細やかな指導の充実を図るため、各学校における外部人材を活用した指導を支援する。

(3) Tokyo IBL Project Scope

生徒個人や学校単位で参加できる、探究的な学習方法の定着に向けたプログラムを実施するとともに、全都立高校が一堂に会し、成果を発表し合うフォーラムを開催し、都立高校全体の探究学習の充実を推進する。